

県が作成する公文書の年（度）表記等に関する方針

1 年（度）表記の方法

(1) 原則

和暦を先に表記し、西暦を併記するものとする。

(例) 平成31年(2019年)〇月〇日、平成31年度(2019年度)

※発信年月日だけでなく、件名及び本文中の表記も含む。

(2) 例外

ア 和暦のみ表記する文書

縦書きの文書、法規文(条例・規則)、訓令、要綱等(単年度限り効力を有するものを除く。)、議案文(専ら議案に添付することを目的に作成される文書を含み、計画書等広く県民等に公表する必要があるものを除く。)

イ 西暦のみ表記する文書

外国語表記の文書

ウ 和暦のみ又は西暦のみ表記する文書

(ア) 挨拶文(読み上げるもの)

(イ) 統計図表

(ウ) 法令や通知などで、国等が和暦のみ又は西暦のみを使用するよう定めている様式により作成する文書

(エ) 国等から提供された電算システム、他自治体と共同で利用する電算システム等で、本県単独の判断で併記のための改修等を行うことが難しいものにより出力する文書

(オ) 電算システムにより出力する文書で外部へ発出等しないもの

(3) 実施時期及び経過措置

平成31年1月1日以後に作成する文書から適用する。ただし、電算システムにより出力する公文書については、改修費用、表示方法を考慮しながら、大規模改修の際等、適切な時期に対応することとして差し支えない。

2 既存の文書に記述された年（度）表記の取扱い

既存の文書で法規文(条例・規則)、訓令、要綱等(単年度限り効力を有するものを除く。)、計画書等改元後も効力を有するものに、新元号が使用されるべき年(度)に「平成」が使用されている場合については、「平成」を新元号に改めたり、西暦を併記するためだけの改正等を行わなくとも差し支えない。ただし、日付以外の内容の見直しが生じた際には、1の基準に沿って、併せて改正等を行うこととする。

3 新元号の初年の表記の取扱い

原則として、「(新元号)元年(2019年)」とする。ただし、電算システムにより出力する公文書であって、システムの改修費用が多額になる場合は、「元年」の部分「1年」と表記しても差し支えない。

なお、平成31年4月1日から開始する年度の表記は、平成31年度(2019年度)とする。

4 その他

本方針の対象には、県民が作成する申請書等は含まない。